

最高裁秘書第3022号

平成30年7月26日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

6月29日付け（7月2日受付，最高裁秘書第2771号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

入寮許可通知書（片面で2枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には，公にすると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（総務課寮務係の直通番号及び寮費の振込先）が記載されており，これらの情報は行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから，これらの情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（3264）5652（直通）

(No.〇〇〇)

平成30年7月3日

〇〇〇〇 様

司法研修所事務局総務課寮務係

## 入寮許可通知書

あなたの司法研修所の寮への入寮については、次のとおり決定しました。

なお、入寮の必要がなくなった場合には、7月13日（金）までに入寮辞退の連絡をするようお願いします。

(入寮辞退の連絡先) 総務課寮務係 [REDACTED]

- 1 入寮は許可となりました。入寮日は8月13日（月）です。  
部屋の番号は、〇〇〇寮 〇棟 〇〇〇号室
- 2 寮費は、22,500円です。同封の払込取扱票に住所、氏名等の必要事項を記入の上、7月9日（月）から7月13日（金）までに振り込んでください。  
なお、振込の際には、手数料（郵便局のATMからの振込手数料80円、郵便局の窓口からの振込手数料130円）がかかるので注意してください。  
また、同封の払込取扱票を使用しない場合や他の金融機関から振込みをする場合は、次の銀行に振り込んでください。  
※ ゆうちょ銀行（金融コード9900）  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

おって、納入期限までに振り込めない事情がある場合や入寮辞退の意思がある場合は、速やかに寮務係へ連絡してください。

- 3 入寮時の注意事項
  - (1) 入寮当日の司法研修所への入構は、北門を利用してください。その場合、バスは「樹林公園」バス停で下車してください。
  - (2) 入寮日時は、8月13日（月）午前11時から午後4時までとし、いずみ寮A棟正面玄関で入寮手続を行います（時間厳守）。  
やむを得ない事情により午後4時までに入寮できなくなった場合は、前記寮務係（以下「寮事務室」という。）に必ず連絡をしてください。
  - (3) 寮室には、「2017.11司法修習ハンドブック」2ページの「3 合宿舎」に記載のとおり、机、椅子、本棚、電気スタンド、ベッド、ユニットバス（トイレ付）、エアコン、冷蔵庫、電話機、洋服入れ、物入れが整備されているほか、寝具一式（ベッドパット、掛布団、毛布、枕、リネン類（シーツ等））及びカーペットが整備されています。  
共用部分の各階ランドリー室には、洗濯機、衣類乾燥機、掃除機及びアイロンが、給湯室には電子レンジ、トースター等が整備されています。
  - (4) 荷物は、最小限必要なものにとどめ、配達日を次のように指定して発送してください。

い（配達日は厳守すること）。

ア 配達業者をヤマト運輸㈱（クロネコ）を利用する場合

配達日は、8月9日（木）とする（配達時間は午前中とする。）。

イ その他の運送業者を利用する場合

配達日は、8月10日（金）とする（配達時間は午前中とする。）。

上記ア、イの2日間に到着した荷物は、当係が受領し、許可された部屋に搬入しておきます。荷物の送り状には、許可された部屋の番号と「第71期（A班）集合」を必ず記入し、宛名が読みとれるようにはっきりと、強く、濃く書いてください。

なお、自家用車を利用しての入寮及び荷物の搬入並びに当研修所付近の道路に駐車して荷物を搬入することは、厳禁です。

(5) 荷物の送り先は、次のとおりです。

〒351-0194 埼玉県和光市南二丁目3番8号

司法研修所いずみ寮A（又はB）棟〇〇〇号室気付

「第71期（A班）集合」〇 〇 〇 〇（本人）あて

(6) 荷物の発送は、配達料金を着払いとせず、必ず元払いにして発送してください。単身パック方式等による発送は、到着後に散逸するおそれがありますので、個々の荷物に部屋番号と氏名を必ず明記してください。

(7) 寮内は、土足厳禁のため、必ず上履を持参してください。

(8) 寮において、電気器具の使用が制限されることに注意してください。

ア 寮室内で使用するエアコン以外の電気器具については、その消費電力の合計が1,500ワットを超えることができません。

イ 電気コンロ、ホットプレート等の電気器具については、特別の事情等により事前に許可されたものを除き、使用できません。

ウ ガスコンロ等火気器具の使用は禁止です。

(9) 入寮の際には、入寮時に配布する「入寮に際しての注意事項」や、寮室備え付けの「合宿舎利用の手引き」等をよく読んでください。

#### 4 節電について

入寮者は、入寮期間中の寮室における節電はもとより、廊下、セミナー室等公共スペースでの節電にも気を配ってください。